

## フルートオーケストラ・セレーナ規約

### 第一条 名称

この団体は、岡山フルートの会(以下 OFA)の会員で構成し、フルートオーケストラ・セレーナと称す。英文ではFlute Orchestra Selena (略称 FOS) と表示する。

### 第二条 目的

この団体は、OFA の運営に積極的に参加し、演奏技術の向上を目指すとともに、音楽芸術の普及向上を図り、音楽文化の発展に貢献することを目的とする。

### 第三条 事業

この団体は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. OFA が主催する事業での演奏。
2. 演奏会の開催。
3. 研修会の開催。
4. その他、目的に必要な事業。
5. 事務年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

### 第四条 楽員

1. この団体は、その目的に賛同した OFA の会員を楽員とする。

### 第五条 退団と復帰

1. この団体は、退団を届け出たとき、団体の名誉を傷つけたり損害を与えた場合あるいは連続して5年を超えて演奏に参加しない楽員を退団とする。
2. 退団した場合であっても、運営委員会の議を経て楽員として復帰することができる。

### 第六条 役員

この団体に、次の役員を置く。

1. 運営委員長 1名
2. 首席指揮者 1名
3. 正指揮者 2名
4. コンサートマスター 2名
5. アシスタントコンサートマスター 2名
6. 演奏会委員 若干名

### 第七条 役員の任務

1. 運営委員長は、この団体の長として楽員総会と運営委員会を召集するとともに運営を統括する。
2. 首席指揮者は、音楽面についての企画及び運営に参加し演奏技術の向上に努める。
3. 正指揮者は、首席指揮者を補佐し演奏技術の向上に努める。
4. コンサートマスターは、指揮者に協力し演奏面について統一を図り演奏技術の向上に努める。
5. アシスタントコンサートマスターは、コンサートマスターを補佐し演奏技術の向上に努める。
6. 演奏会委員は、各事業の実務的な業務を担当する。

### 第八条 名誉楽員

1. この団体に、名誉楽員を置くことができる。
2. 名誉楽員については、運営委員会の推薦により楽員総会で承認する。

### 第九条 役員の選出

1. 運営委員長の選出については、楽員の中から楽員総会で承認する。
2. 首席指揮者の選出については、楽員の中から運営委員会の議を経て楽員総会で承認する。
3. 正指揮者の選出については、楽員の中から首席指揮者の推薦により楽員総会で承認する。
4. コンサートマスターとアシスタントコンサートマスターの選出については、楽員の中から首席指揮者の推薦により楽員総会で承認する。
5. 演奏会委員については、事業ごとに当該事業に参加する楽員から選出する。

## 第十条 役員の任期

1. 演奏会委員を除く役員の任期は2年とし、9月1日から始まるものとする。ただし、指揮者の任期は4年とする。
2. いずれの役員についても再任を妨げない。
3. 役員に欠員を生じ支障あるときは、運営委員会の議を経て決定する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第十一条 楽員総会

楽員総会は、楽員をもって構成する。原則として年1回以上開催し、次の事項を審議する。

1. 事業計画の承認。
2. 役員、名誉楽員の承認。
3. 規約の変更。
4. その他

二 楽員総会の議決は、出席者の過半数による。賛否同数の場合は、運営委員長の決するところによる。

## 第十二条 運営委員会

1. 運営委員会は、演奏会委員を除く役員とOFAの事務局長をもって構成する。必要に応じて開催し運営上の事項を審議する。
2. 運営委員会の議決は、出席者の過半数による。賛否同数の場合は、運営委員長の決するところによる。

## 第十三条 演奏会委員会

1. 演奏会委員会は、この団体の事業を行うのに必要が生じたとき、そのつど組織する。
2. 演奏会委員会は、演奏会委員をもって構成し委員より演奏会委員長を互選する。
3. 演奏会委員長は、必要に応じて演奏会委員会を召集する。
4. 演奏会委員会の議決は、出席者の過半数による。賛否同数の場合は、演奏会委員長の決するところによる。
5. 演奏会委員会は、各事業の予算と決算を担当する。

## 第十四条 会計

1. 楽員は、各事業に必要な経費を、そのつど納めるものとする。
2. 各事業の予算と決算は、演奏会委員会に委ねる。

## 第十五条 事務局

この団体の事務局を、OFAの事務局に置く。

## 細 則

1. セレーナの楽員は、以下のいずれかを満たした者とする。
  - ①音楽大学等でフルートを専攻した者。
  - ②吹奏楽コンクールの全国大会に出場した団体でフルートパートを担当した者。
  - ③アンサンブルコンテストで都道府県の代表としてフルートパートを担当した者。
  - ④フルートのコンクールで優秀な成績を残した者。
2. セレーナへの加入を希望する場合は、セレーナの楽員から5名以上の推薦者を必要とするが、セレーナの練習に参加するなどして演奏技術を確認することがある。
3. 運営委員長については、その他の役員が兼務できる。
4. 演奏会委員については、その他の役員が兼務できる。

## 付 則

1. この規約は、2020年5月17日より施行する。